

ASEAN 経済共同体の前途

積み残し課題を2015年末の発足後に継続協議へ

アジア調査部 上席主任研究員

酒向 浩二

03-3591-1375

koji.sako@mizuho-ri.co.jp

- 2015年末に予定されるASEAN経済共同体（AEC）の発足に向けて、関税撤廃は順調に進んでいるが、サービス分野の開放や人の移動の自由化は遅れており、発足後に継続協議となる見込み
- 日本企業にとっては、関税撤廃が進むメコン地域における市場開拓や生産分業の進展が期待でき、ASEAN全域のロジスティクス分野の開放や熟練労働者の移動の自由化などは新たな商機となろう
- ASEAN諸国間の経済格差は大きく、一部の国にはAECに逆行する動きや関税撤廃に伴う代替財源の確保や産業政策見直しの必要性といった固有の課題があり、個別国の動向を注視する必要がある

1. はじめに

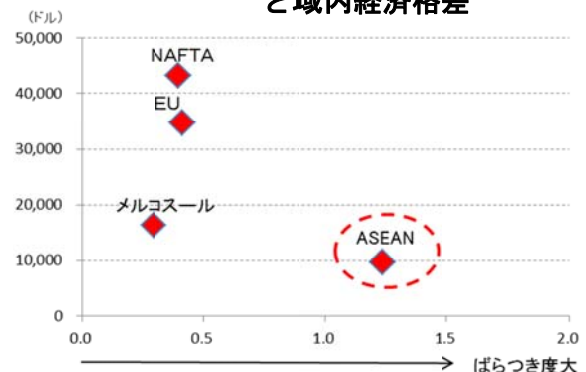
日本企業の間で、2015年末に控えるASEAN経済共同体（ASEAN Economic Community、以下AEC）への関心が高まっている。AECは2003年に構想が打ち出されたもので、2007年末にブループリント¹（工程表）が発表されて以降、ASEAN諸国間でAEC発足に向けた交渉が既に7年に亘って進められている。さらに今後1年余の交渉を経て、2015年後半に開催されるASEAN首脳会議の場で同年末のAEC発足が正式に宣言される見込みである。

しかしながら、AEC発足が日本企業のビジネスに具体的にどのような影響をもたらすかは、まだ判然としていない。実際に、日本の大手紙が2014年8月に日本企業100社超を対象にしたアンケート²における「AECが発足した場合、業績改善への影響は」という問いに対して、回答企業の4割が「わからない」と回答していることはその証左であろう。

ASEAN（東南アジア10カ国）は、EU（欧州28カ国）、NAFTA（北米3カ国）、メルコスール（南米5カ国）などの主要経済圏と比べて、域内の所得水準のばらつきが大きい（図表1）。ASEAN加盟国はAEC形成の方向性には合意しているものの、現実にはすべての国がAEC形成に向けて足並みを揃えることは容易ではない。

そこで本稿では、AECが目標とする自由化のポイントと進捗を整理したうえで、AECが日本企業に与える影響について考察した。

図表1 主要経済圏の一人当たりGDPと域内経済格差



(注) 1. 2013年時点。

2. 一人当たりGDPは購買力平価ベース。域内経済格差は、一人当たりGDPのばらつき度（標準偏差/平均値）により測定。

(資料) IMF 「World Economic Outlook Database」 (October 2014)

2. AEC は AFTA と何が違うのか

(1) AEC で AFTA にプラスされるもの

ASEAN では、ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) の形成に向けて、原加盟国 (シンガポール、ブルネイ、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンの 6 カ国、以下 ASEAN6) 間で 1993 年から関税引き下げの取り組みが行われており、ASEAN6 間で 2010 年初までにはほぼ全品目³の域内関税が撤廃された。

後発加盟国 (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、以下 CLMV) も遅れて関税引き下げに参画しており、ベトナムは 2006 年、ラオス・ミャンマーは 2008 年、カンボジアは 2010 年までに関税率を 0~5%まで引き下げ、さらに 2015 年末までに一部品目を除いて関税撤廃を実施することとなっている。

今後発足する AEC においては、さらに次の項目における自由化の実現が目指されている。

a. CLMV の関税撤廃

CLMV においては、柔軟措置として総品目数の最大 7%分は関税撤廃期限が 2018 年末までの 3 年間猶予されている。ASEAN6 に比べて工業化の後れた CLMV においては自動車、二輪車などの主要工業品の多くがこの最大 7%分に該当しているが、これらの品目も関税撤廃が義務付けられ、その時点で CLMV は AFTA に本格的に参加することになる。

b. 非関税障壁撤廃

CLMV の関税撤廃に加えて、ASEAN 全域で非関税障壁の撤廃も行われる。非関税障壁は、準関税措置 (内国税課税など)、価格管理措置 (アンチダンピング提訴など)、金融措置 (前払い金要求など)、品質管理措置 (ローカルコンテンツ要求など)、技術的措置 (技術規格要求など) など、関税以外に自由貿易を阻害する諸障壁のことである。

ASEAN は、AEC の発足に向け、まずは各国の非関税障壁を洗い出しており、そのうえで撤廃の是非について分類作業が行われているところである。

c. サービス貿易自由化

サービス分野においては物品貿易とは異なり、ASEAN6 と CLMV を区分せず、全加盟国が同一の目標に従って自由化を進める予定となっている。2014 年 11 月現在、例えば小売分野ではシンガポールや業種を問わず投資誘致を図っているカンボジアなどを除く多くの国では、外資の参入を事実上制限しているが、AEC では、2015 年以降は ASEAN 諸国に対して出資比率 70%まで資本参加を認めるという目標の達成に向けて交渉が進められている。

d. 人の移動の自由化

人の移動 (ASEAN 域内における国境を越えた就労) に関しては、原則として、熟練労働者に限って認められる方針である。熟練労働者とは、事実上専門家を意味しており、現時点ではエンジニアリング技師、看護師、建築士、測量技師、会計士、開業医師、歯科医師、観光専門家などの職種で ASEAN 域内の自由な就労を目指している。

(2) AEC のスケジュールと実態

これらの4項目は、いずれも各国間での利害調整に時間を要する項目といえよう。実際に、AEC 発足に向けたブループリントに係る交渉(2年1区切り)の進捗をみると、2008~09年の第1フェーズでは期間内の目標の達成率は86.7%だったものが、2010~11年の第2フェーズでは期間内の目標の達成率は55.8%まで低下したと発表されている⁴。そのため、ブループリントに記載された目標が2015年末時点ですべて実現するとは期待しづらく、積み残しとなった項目について、2016年以降も継続協議されることになるだろう。

したがって、2015年末のAEC発足は、現時点でASEANが描いている経済統合ビジョンの終着点ではなく、あくまで統合に向けた通過点と捉えるべきであろう。2015年中には、「2015年以降のASEANビジョン(a Post-2015 ASEAN Vision)」が2015年のASEAN議長国であるマレーシア主導で取りまとめられる予定であり、そのビジョンの中で、改めて中長期的な目標が示されるものとみられる。

3. AEC 発足が日本企業にもたらす商機

AECブループリントの目標に沿って経済統合が進んだ場合、日本企業のビジネスにどのような商機がもたらされるのか考えてみたい。

(1) CLMV の関税撤廃を睨んだ市場開拓と生産分業

前述の通り、ASEAN6間では、2010年にはほぼ全品目で関税撤廃が完了しているが、CLMVで関税が撤廃されたのは全品目の内7割程度である(図表2)。残る3割の品目については前述の通り原則として2015年中(一部品目は2018年末まで)に関税が撤廃されることになっている。

今後関税が撤廃される品目の中には、農水産品に加えて自動車・二輪車などの主要工業製品が含まれる。ASEAN進出日本企業にとっては、関税撤廃によって、例えばタイとカンボジア・ラオス・ミャンマー間など、ASEAN6からCLMVへの市場開拓が加速すると同時に、ASEAN6とCLMV間の生産分業の進展も期待しうる。

タイ政府は、周辺国の国境沿いの地方自治体に対して経済特区の設置を認可⁵しており(次頁図表3)、国境貿易を積極的に後押ししていく考えを示している。さらに、国境を越えたトラック物流の円滑化や通関手続きの円滑化などが進めば、市場開拓や生産分業にとって追い風になると見込まれる。

図表2 ASEAN各国の関税撤廃状況

(割合の単位: %)

国/品目数	総品目数	非関税品目数	総品目数に対する割合	0%超~5%以下品目数	総品目数に対する割合	5%超品目数	その他品目数
ASEAN6	61,202	60,712	99.2	148	0.2	65	277
シンガポール	9,558	9,558	100.0	0	0.0	0	0
ブルネイ	9,916	9,844	99.3	0	0.0	0	72
タイ	9,558	9,544	99.9	14	0.1	0	0
マレーシア	12,337	12,182	98.7	60	0.5	13	82
インドネシア	10,012	9,899	98.9	0	0.0	17	96
フィリピン	9,821	9,685	98.6	74	0.8	35	27
CLMV	36,974	25,371	68.6	10,667	28.9	599	337
カンボジア	8,300	3,327	40.1	4,833	58.2	140	0
ラオス	9,558	7,525	78.7	1,585	16.6	361	87
ミャンマー	9,558	7,614	79.7	1,884	19.7	0	60
ベトナム	9,558	6,905	72.2	2,365	24.7	98	190

(注) 1. 2013年2月時点。
2. その他は、関税率が不明なものなど。

(資料) ASEAN事務局

(2) サービス分野の規制緩和を睨んだ投資

サービス分野に関しては、1995年に発効したASEANサービス枠組協定(ASEAN Framework Agreement on Services、以下AFAS)がブループリントのベースになっており、2015年末までに域内企業に対して出資比率(経営権)の拡大が認められることになっている(図表4)。

優先統合分野として、観光、情報インフラ、電子商取引などが設定されており、次いでロジスティクス分野の規制緩和が進められる予定である。2014年11月現在、ロジスティクス分野の規制緩和スケジュールには遅れもみられるが⁶、規制緩和によって日本企業によるASEAN横断的な広域物流の進展は期待でき、コールドチェーンや宅配便ビジネスのより広域の業務展開などが期待しうる。

2015年末には、その他サービスも規制緩和が予定されている。ただし、日本企業の開放期待が高い小売分野に関しては、ASEAN諸国が国内に数多くの零細小売業を抱えていることもあり、スケジュール通りの開放は相当に困難であろう。

なお、AFASでは、数年単位のパッケージで交渉が行われているが、第9パッケージ(2012~13年)では、サービス分野の競争力が弱いことなどを背景にフィリピン⁷が対外開放分野の拡大に難色を示すなど、各国間の足並みの乱れも目立つ。

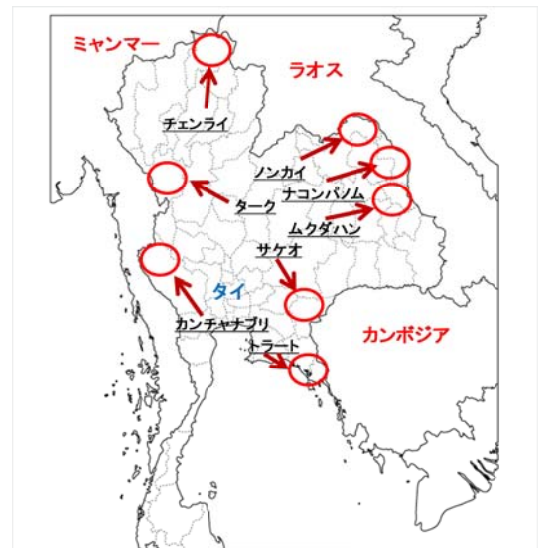
そこで、第10パッケージ(2014~15年)終了後は、これから策定されるASEANサービス貿易協定(ASEAN Trade in Services Agreement、以下ATISA)の下で、目標を再設定したうえで交渉が進捗することが期待される。

(3) エンジニアリング技師の派遣や経済特区の活用

人の移動に関しては、熟練労働者の移動の自由化に伴い、エンジニアリング技師などの現地技術人材のASEAN域内への派遣は容易になると見込まれる。

なお、ASEAN諸国は、非熟練労働者の移動の自由化に対しては慎重であるが、ASEAN6では、タイのように非熟練労働者が不足するようになっている国もある。そのため、国境沿いの経済特区(図表3)などに限っては、移動の自由(経済特区区内における外国人の就労)が認められる可能性はありそうだ。

図表3 CLM国境沿いのタイの経済特区



(注) 各地方政府の申請認可ベース、2014年9月時点。
(資料) タイ国家経済社会開発庁を基にみずほ総合研究所作成

図表4 サービス分野の出資比率緩和スケジュール

目標	2008年		12年		13年		15年	
	分野数	外資出資比率	分野数	外資出資比率	分野数	外資出資比率	分野数	外資出資比率
優先統合分野	29	51%	29	70%				
ロジスティクス分野	9	49%	9	51%	9	70%		
その他サービス	27	49%	42	51%	66	51%	90	70%

(注) 優先統合分野は、観光、e-ASEAN(情報インフラ、電子商取引)など。
(資料) ASEAN事務局

4. AEC を巡る留意点

冒頭で述べたように ASEAN 諸国間の経済格差は大きく、AEC 発足に向けた各国の足並みは必ずしも揃っているわけではない。また、AEC を巡る各国固有の課題もある。以下に述べる通り、そうした問題が日本企業の ASEAN 事業にも少なからぬ影響を及ぼす可能性があることに留意が必要である。

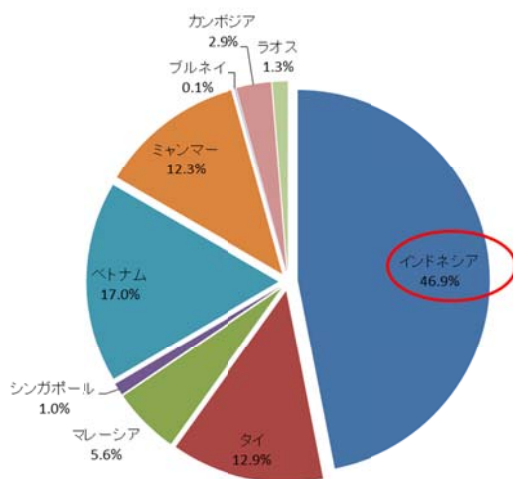
(1) インドネシアなどで AEC に逆行する動き

ASEAN では、経済規模および人口でインドネシアが突出した存在となっている（図表 5、図表 6）。そのため AEC に対するインドネシアの姿勢は重要である。

インドネシアでは、ユドヨノ前政権（2004 年 10 月から 2 期 10 年間）の後期以降、AEC の潮流に逆行するような保護主義的な対応が目立っている。貿易面では、ニッケルやすすなどの未精錬鉱石の輸出禁止政策が 2014 年初から導入され、さらに、輸入急増が続いて貿易赤字の一因となっているスマートフォンやタブレットに対する高額の贅沢税の課税も検討されている。また、サービス面では、従来は外資 100%出資が認められていたディストリビューターおよび倉庫業において、2014 年 4 月に外資の出資比率が 33%以下に制限されるなど、見方によっては国内販売からの外資締め出しとも取られかねない政策も打ち出されている。

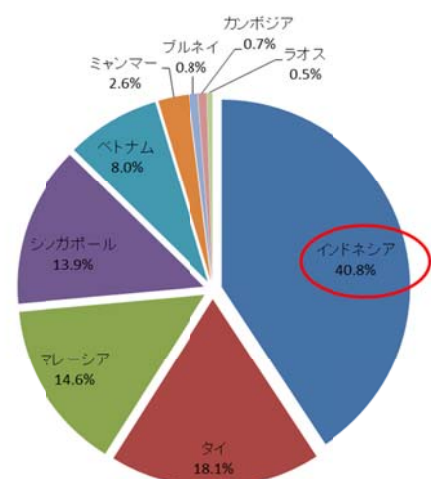
2014 年 10 月 20 日に就任したジョコ新大統領には、これらの政策の早期是正が期待されている。ただし、同氏は大統領就任直前の 9 月に、「インドネシアが、他の ASEAN 諸国の市場として使われることはしたくない」とも発言しており、AEC に対しては慎重とも受け止められる姿勢を示している。インドネシア国軍出身のプラボウォ・スビアント氏との激しい接戦の末に大統領選を制したジョコ氏の政権基盤は盤石でないことから、国内世論を強く意識した発言の可能性もあるが、市長・州知事出身の新大統領が、未経験の外交・通商分野でどのような政策スタンスを打ち出していくのかは気掛かりである。

図表 5 ASEAN10 カ国の名目 GDP 内訳



(注) 2013 年データ。
(資料) IMF「World Economic Outlook Database」(October 2014)

図表 6 ASEAN10 カ国の人口内訳



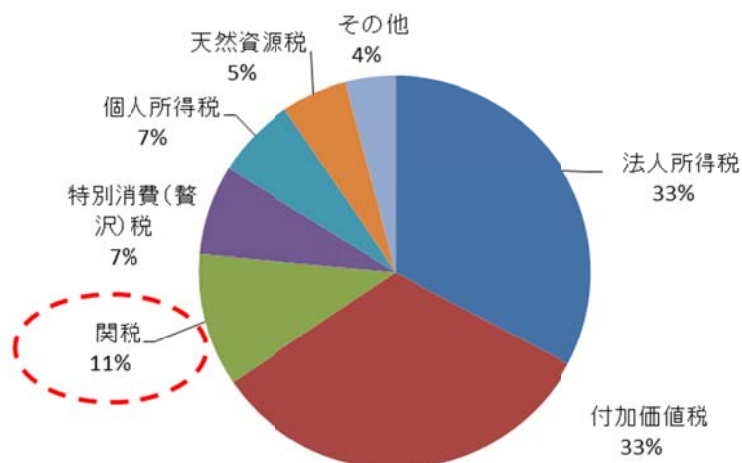
(注) 2013 年データ。
(資料) IMF「World Economic Outlook Database」(October 2014)

（２）CLMV で関税収入減少に対応した増税の動き

前述した通り、CLMV の関税撤廃は日本企業に商機をもたらすとみられる。しかし、現時点で関税が CLMV 各国の歳入の中で比較的高いウェイトを占めている点には留意しておく必要がある。例えば、ベトナムの場合、関税は税収の 1 割超を占めており（図表 7）、2018 年末にかけて関税削減に伴い減少が見込まれる歳入を他の税で補填する必要が生じうるからだ。外資系企業誘致競争の観点から、ベトナム政府は法人所得税（以下法人税）率を 2014 年初に 25%から 22%に引き下げており、さらに 2016 年には 20%まで引き下げる予定であることも踏まえると、財源確保のために、贅沢税の引き上げなどの措置を講じる必要に迫られよう。

贅沢税が引き上げられる場合、日本企業が得意とする高付加価値製品も課税対象となる可能性は出てくるだろう。また、歳入減少に伴って、移転価格税制に係る規制などにより、外資系企業への事実上の徴税強化が行われる可能性も完全には払拭できない。この状況は、CLMV 各国に概ね共通しており、今後の関税撤廃に伴う各国の代替財源模索の動きには留意しておく必要があるだろう。

図表 7 ベトナムの税収内訳



(注) 2013 年時点。
(資料) ベトナム財務省

（３）AEC 後の競争を睨んだ産業政策見直しの動き

CLMV の関税撤廃が進むことを前提とすれば、ASEAN6 との産業間競争が高まることは不可避となる。そのため、CLMV 各国は、従来行われてきたようなすべての産業の振興を目指す総花的な産業政策に代わって、比較優位のある産業に特化した産業政策への転換を否応なく迫られることになる。

例えばベトナムの場合、日本が協力して立ち上げた日越共同グループのベトナム工業戦略作業部会が、全 39 業種中、6 業種（農水産品加工産業、農業機械産業、電子産業、造船産業、省エネ・環境産業、自動車産業）を戦略業種として選定して、産業競争力強化に向けたアクションプランの策定を行っている。選定にあたっては、下記①～③のいずれかに該当するとみなされ、強みを活かせる可能性が高い産業が選定された（図表 8）。

- ① 量的なインパクトがあること（生産量や輸出の拡大などが期待できる）
- ② 質的なインパクトがあること（生産性向上、技術移転、産業構造高度化などが期待できる）
- ③ リンケージ効果が期待できること（国内クラスター強化や国際サプライチェーンとの関係強化が期待できる）

ただし、自動車産業に関しては、市場規模は年 10 万台とインドネシアやタイの年 100 万台と比べると 10 分の 1 以下に過ぎず、技術移転も進んでいないため、上記①～③の条件はいずれも満たしていない。それにもかかわらず自動車産業が選定されたことについては、ベトナム政府の強い意向が働いたようである（日本政府関係者）。

そのため、工業化戦略作業部会は、「2018 年までの時間が限られる中、車種を限定した購入優遇策の導入などによりベトナムの国内の自動車市場を拡大することが戦略産業に据えるための条件」とベトナム政府に対して釘を刺しており、これらの政策が円滑に実施されない場合、自動車産業は、関税が撤廃される 2018 年以降に困難に直面する恐れがある。

このように AEC の発足に伴い産業政策が見直されれば、特に当該分野に投資済みの日本企業に比較的大きな影響を与えうると考えられる。

図表 8 ベトナムの戦略 6 業種選定のポイント

産業/選定理由	① 量的インパクト	② 質的インパクト	③ リンケージ効果
農水産品加工産業	○	○	—
農業機械産業	—	○	—
電子産業	○	—	○
造船産業	○	—	○
省エネ・環境産業	—	○	—
自動車産業	—	—	—

（資料）ベトナム工業化戦略作業部会

5. おわりに

本稿でみた通り、ブループリントで掲げた目標のうちサービス分野の開放や人の移動の自由化の進捗は遅れており、2015年末までに実現するのは一部の分野にとどまるとみられる。したがって、2015年末のAEC発足は、ASEANの経済統合の終着点ではなく通過点と位置付けるべきであろう。地理的に中国、インドというアジアの2大国に挟まれたASEANにとって、両国との競合上、地域統合への歩みを止めるという選択肢はなく、ASEAN全体でみれば、中長期的にはサービス分野の開放や人の移動の自由化を含め自由化が進展するだろう。

ただし、域内経済格差が大きいASEAN諸国の統合に向けた足並みは揃っていない。ASEANにおける経済統合への対応は事実上各国政府に委ねられており、ASEANで事業展開を行う企業にとっても今後の各国の対応ぶりを注視することが重要となる。AECに係る各国の動きを引き続きフォローしていきたい。

【参考文献】

- 石川幸一・清水一史・助川成也（2013）『ASEAN 経済共同体と日本』、文眞堂
- 荻込俊二・宮嶋貴之（2014）「ASEANにおける経済統合の進展と日本企業の対応」（みずほ総合研究所『みずほ総研論集』2014年I号）
- 酒向浩二・杉田智沙（2014）「ASEANに対する期待と懸念を交錯させる日本企業」（みずほ総合研究所『みずほりポート』2014年5月15日）
- ベトナム工業化戦略作業部会（2013）「ベトナム工業化戦略について」
- American Chamber of Commerce in Singapore（2014），“ASEAN BUSINESS OUTLOOK SURVEY”

¹ AECの戦略目標として、①単一の市場と生産基地、②競争力のある経済地域、③公平な経済発展、④グローバル経済との統合の4つが掲げられている。本稿では、日本企業の関心が高い、①単一の市場と生産基地にフォーカスした。

² 産経新聞「主要企業121社アンケート」（2014年8月15日）によると、「AECが発足した場合、業績改善への影響は」という問いに対して、「わからない」（40%）、「少しは影響がある」（38%）、「大きな影響が見込まれる」（7%）、「影響はない」（7%）、「その他」（3%）、「無回答」（5%）となっている。

³ 一部の農産品についてはセンシティブまたは高度センシティブ品目として0～5%の関税が残っており、コメは除外品目として5%超の関税が認められている。

⁴ 2012～13年は82.1%まで上がったと発表されているものの、2014～15年ですべての項目が妥結される可能性は低いのが実情である。

⁵ 開発はこれから進む見込み。なお、タイ政府は、自国産業の空洞化を避けるために国境付近におけるSEZ設置を急いでいるとの見方もある。

⁶ 例えば陸送事業を対外開放しているのは、カンボジア（100%）、マレーシア（70%）、ミャンマー（70%）にとどまる。タイ、インドネシア、ラオスなどでは出資比率50%未満に制限している。

⁷ フィリピンは、憲法規定で外資による私有地の所有を出資比率40%以下に制限している。